

厚生労働省
岐阜労働局発表
平成30年12月25日（火）

担 当	岐阜労働局職業安定部職業対策課
	職業対策課長 武藤 俊逸
	地方障害者雇用担当官 坂井 能子
	電話 058-245-1314 FAX 058-245-3105

報道関係者 各位

平成30年 地方公共団体等における障害者雇用状況の集計結果

岐阜労働局では、平成30年6月1日現在の岐阜県内の地方公共団体における「障害者任免状況」並びに独立行政法人等の「障害者雇用状況」の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、地方公共団体及び独立行政法人等に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の任免状況及び雇用状況の通報及び報告を集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、厚生労働省におけるデータ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

【集計結果の主なポイント】〔平成30年6月1日現在〕（ ）内は、前年数値

<公的機関> {法に基づく障害者雇用率 2.5%(2.3%)、岐阜県教育委員会は 2.4%(2.2%)}

- ・岐阜県知事部局 : 雇用障害者数 136.5人(125.5人)、実雇用率 2.69%(2.50%)
- ・岐阜県教育委員会 : 雇用障害者数 191.0人(159.5人)、実雇用率 1.69%(1.42%)
- ・市町村の機関 : 雇用障害者数 602.0人(582.5人)、実雇用率 2.49%(2.39%)

<独立行政法人等> {障害者雇用率 2.5%(2.3%)}

- ・雇用障害者数 101.0人(89.5人)、実雇用率 2.42%(2.21%)

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 公的機関における在職状況

（1）岐阜県知事部局（法定雇用率2.5%）

岐阜県知事部局に在職している障害者の数は136.5人で、前年より8.8%（11人）増加しており、実雇用率は2.69%と、前年に比べ0.19ポイント上昇した。

〔総括表1（1）〕

（2）岐阜県警察本部（法定雇用率2.5%）

岐阜県警察本部に在職している障害者の数は16.5人で、前年より3.1%（0.5人）増加しており、実雇用率は2.76%と、前年に比べ0.06ポイント上昇した。

〔総括表1（2）〕

（3）岐阜県教育委員会（法定雇用率2.4%）

岐阜県教育委員会に在職している障害者の数は191.0人で、前年より19.7%（31.5人）増加し、実雇用率は1.69%と、前年に比べ0.27ポイント上昇した。

〔総括表1（3）〕

（4）市町村の機関（法定雇用率2.5%）

市町村の機関に在職している障害者の数は602.0人で、前年より3.3%（19.5人）増加しており、実雇用率は2.49%と、前年に比べ0.1ポイント上昇した。

47機関中37機関が達成し、前年に比べ未達成機関は4機関増え10機関となった。

〔総括表1（4）、詳細表①②〕

2 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は101.0人で、前年より12.8%（11.5人）増加し、実雇用率は2.42%と、前年に比べ0.21ポイント増加した。

5法人中、3法人が達成、2法人が未達成となった。

〔総括表2、詳細表③〕

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 公的機関における在職状況

(1) 岐阜県知事部局(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④不足数
岐阜県知事部局	5,066.5	136.5 人	2.69 %	0.0 人
	(5,010.0 人)	(125.5 人)	(2.50 %)	(0.0 人)
全国(30年)	263,631.0 人	6,524.5 人	2.47 %	

(2) 岐阜県警察本部(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④不足数
岐阜県警察本部	598.5	16.5 人	2.76 %	0.0 人
	(592.0 人)	(16.0 人)	(2.70 %)	(0.0 人)
全国(30年)	74,241.0 人	1,720.0 人	2.32 %	

※全国数値は警察本部を含む知事部局以外の都道府県機関合計

(3) 岐阜県教育委員会(法定雇用率2.4%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④不足数
岐阜県教育委員会	11,272.5 人	191.0 人	1.69 %	79.0 人
	(11,261.5 人)	(159.5 人)	(1.42 %)	(87.5 人)
全国(30年)	577,583.0 人	10,822.5 人	1.87 %	

(参考) 平成29年6月1日現在における岐阜県教育委員会再点検結果(平成30年10月22日公表)後の修正(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④不足数
再点検結果	11,196.5 人	187.0 人	1.67	59.0
再点検結果後の修正	11,261.5 人	159.5 人	1.42	87.5

(4) 市町村の機関(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	24,211.5 人	602.0 人	2.49 %	37 / 47	78.7 %
	(24,404.5 人)	(582.5 人)	(2.39 %)	(41 / 47)	(87.2 %)
全国(30年)	1,060,809.5 人	25,241.5 人	2.38 %	1,663 / 2,368	70.2 %

※ 全国(30年)の数値については 福島県の浪江町、東京都の特別区、京都府の宇治市、岡山県の吉備中央町の障害者任免状況通報書について、その内容について確認を依頼しているところであり、集計に計上していない。

2 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	4,179.5	101.0 人	2.42 %	3 / 5	60.0 %
	(4,053.0 人)	(89.5 人)	(2.21 %)	(4 / 5)	(80.0 %)
全国(30年)	432,729.0 人	11,010.0 人	2.54 %	240 / 348	69.0 %

- 注 1 1の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 2の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。なお平成30年4月1日からは、精神障害者である短時間労働者で新規雇入れから3年以内の方又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方かつ平成35年3月31日までに雇入れられ精神障害者保健福祉手帳を取得した方については、0.5人ではなく1人と算定。
- 4 ()内は、平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | |
|------------------|---|---|
| ○ 民間企業 …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
（45.5人 [50人] 以上規模の企業）
特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
〔独立行政法人、国立大学法人等 |
| ○ 国、地方公共団体 …… | | 2. 5% [2. 3%]
（40人 [43.5人] 以上規模の機関） |
| ○ 都道府県等の教育委員会 …… | | 2. 4% [2. 2%]
（42人 [45.5] 以上規模の機関） |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

1 公的機関(市町村機関)における在職状況(法定雇用率2.5%)

【詳細表 ①】

① 概況

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. Dのうち(注6)に該当する者	F. 計 A×2+B+C+(D-E)×0.5+E				G. うち新規雇用分
機関 47	24,211.5人	138人	21人	283人	40人	4人	602.0人	70.5人	2.49%	機関 37	78.7%
(47)	(24,404.5)	(128)	(21)	(286)	(39)	(-)	(582.5)	(44.5)	(2.39)	(41)	(87.2)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. Dのうち(注7)に該当する者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
計	602.0人	128人	18人	181人	29人	469.5人	47.0人	10人	3人	55人	4人	80.0人	9.5人	47人	7人	4人	52.5人	14.0人
	(582.5)	(119)	(21)	(186)	(30)	(460.0)	(30.5)	(9)	(0)	(59)	(3)	(78.5)	(7.0)	(41)	(6)	(-)	(44.0)	(7.0)

〔①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 E欄は①平成27年6月2日以降に採用された者、②平成27年6月2日より以前に採用されたもので、同日以降に精神障害者保健手帳を取得した者の障害者数である。

〔②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 7 ④e欄は①平成27年6月2日以降に採用された者、②平成27年6月2日より以前に採用されたもので、同日以降に精神障害者保健手帳を取得した者の障害者数である。

2 公的機関の各機関の状況(法定雇用率2.5%)

【詳細表 ②】

(1)各市町村機関の障害者在職状況

●市

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
岐阜市	3,708.5	84.5	2.28	7.5	(注4)①地方特例
大垣市	2,613.5	67.5	2.58	0.0	(注4)②地方特例
高山市	854.5	27.0	3.16	0.0	(注4)③地方特例
多治見市	876.0	26.5	3.03	0.0	(注4)④地方特例
関市	856.5	22.0	2.57	0.0	(注4)⑤地方特例
中津川市	1,476.0	35.0	2.37	1.0	(注4)⑥地方特例
美濃市	300.0	7.0	2.33	0.0	
瑞浪市	398.0	10.0	2.51	0.0	(注4)⑦地方特例
羽島市	720.0	20.5	2.85	0.0	(注4)⑧地方特例
恵那市	811.0	21.0	2.59	0.0	(注4)⑨地方特例
美濃加茂市	493.5	12.5	2.53	0.0	(注4)⑩地方特例
土岐市	913.5	27.0	2.96	0.0	(注4)⑪地方特例
各務原市	1,147.0	30.0	2.62	0.0	(注4)⑫地方特例
可児市	797.0	15.0	1.88	4.0	(注4)⑬地方特例
山県市	395.0	8.0	2.03	1.0	(注4)⑭地方特例、(注5)①
瑞穂市	500.5	12.0	2.40	0.0	(注4)⑮地方特例
飛騨市	619.5	15.0	2.42	0.0	(注4)⑯地方特例
本巣市	502.5	12.0	2.39	0.0	(注4)⑰地方特例
郡上市	1,086.0	25.0	2.30	2.0	(注4)⑱地方特例、(注5)②
下呂市	680.0	19.0	2.79	0.0	(注4)⑲地方特例
海津市	523.0	16.0	3.06	0.0	(注4)⑳地方特例
計	20,271.5	512.5	2.53	15.5	

●町村

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
岐南町	209.0	4.0	1.91	1.0	
笠松町	173.5	4.0	2.31	0.0	
養老町	242.5	5.0	2.06	1.0	
垂井町	307.0	7.0	2.28	0.0	(注4)㉑地方特例
関ヶ原町	199.5	4.0	2.01	0.0	
神戸町	222.5	5.0	2.25	0.0	(注4)㉒地方特例
輪之内町	146.0	5.0	3.42	0.0	
安八町	119.0	2.0	1.68	0.0	
揖斐川町	345.0	7.0	2.03	1.0	(注5)③
大野町	190.0	5.0	2.63	0.0	(注4)㉓地方特例
池田町	203.5	4.0	1.97	1.0	
北方町	213.0	5.0	2.35	0.0	(注4)㉔地方特例
坂祝町	62.0	2.0	3.23	0.0	
富加町	60.0	2.0	3.33	0.0	
川辺町	148.5	4.0	2.69	0.0	(注4)㉕地方特例
七宗町	73.5	2.0	2.72	0.0	
八百津町	159.5	2.0	1.25	1.0	
白川町	113.0	2.0	1.77	0.0	(注4)㉖地方特例
東白川村	89.0	3.0	3.37	0.0	
御嵩町	158.5	3.0	1.89	0.0	
白川村	43.0	2.0	4.65	0.0	
計	3,477.5	79.0	2.27	5.0	

	人	人	%	人	
市町村計	23,749.0	591.5	2.49	20.5	

●教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
養老町	102.5	2.5	2.44	0.0	
安八郡	75.5	2.0	2.65	0.0	
池田町	60.0	1.0	1.67	0.0	
御嵩町	58.5	1.0	1.71	0.0	
計	296.5	6.5	2.19	0.0	

●広域連合

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
もとす広域連合	166.0	4.0	2.41	0.0	

市町村機関等 総 計	人 24,211.5	人 602.0	% 2.49	人 20.5	
---------------	---------------	------------	-----------	-----------	--

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。なお平成30年4月1日からは、精神障害者である短時間労働者で新規雇入れから3年以内の方又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方かつ平成35年3月31日までに雇入れられ精神障害者保健福祉手帳を取得した方については、0.5人ではなく1人と算定。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(注4) 注4の機関は地方特例認定を受けている。
地方特例とは、市町村長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。
①岐阜市のその他の機関は岐阜市上下水道事業部、岐阜市教育委員会をいう。
②～②⑥の市町のその他の機関はそれぞれの市町教育委員会をいう。

(注5) ①山県市においては、10月1日現在において、障害者の数が9.0人、実雇用率2.28%、不足数0.0人となっている。
②郡上市においては、11月13日現在において、障害者の数が28.0人、実雇用率2.58%、不足数0.0人となっている。
③揖斐川町においては、10月1日現在において、障害者の数が8.0人、実雇用率2.32%、不足数0.0人となっている。

(2) 地方独立行政法人の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	人 1,004.0	人 20.5	% 2.04	人 4.5	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	809.5	22.0	2.72	0.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	280.5	6.0	2.14	1.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
計	2,094.0	48.5	2.32	5.5	

(3) 国立大学法人の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
国立大学法人 岐阜大学	人 2,024.5	人 51.5	% 2.54	人 0.0	
計	2,024.5	51.5	2.54	0.0	

(4) 公立大学法人の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
公立大学法人 岐阜県立看護大学	人 61.0	人 1.0	% 1.64	人 0.0	
計	61.0	1.0	1.64	0.0	

(注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

(注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。なお平成30年4月1日からは、精神障害者である短時間労働者で新規雇入れから3年以内の方又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方かつ平成35年3月31日までに雇入れられ精神障害者保健福祉手帳を取得した方については、0.5人ではなく1人と算定。

(注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、マイナスになる場合は「0.0」と表示しており、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、③実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。